

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成24年12月21日
規則第57号

改正	平成26年 2 月25日規則第 4 号	平成27年 5 月29日規則第35号
	平成28年 3 月18日規則第 6 号	平成28年 3 月25日規則第17号
	平成29年 3 月31日規則第27号	平成31年 3 月19日規則第12号
	令和元年11月15日規則第22号	令和 3 年 3 月30日規則第32号
	令和 5 年 3 月28日規則第24号	令和 6 年 3 月25日規則第12号
	令和 7 年 3 月25日規則第54号	

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(認定申請書に添えるべき図書)

第3条 省令第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（低炭素建築物新築等計画が住宅以外の用途に供する部分を有する建築物に係るものである場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。）が作成した法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合における当該適合証とする。

2 前項に規定するもののほか、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の審査を受けるよう申し出た低炭素建築物新築等計画が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合には、同条第7項の適合判定通知書又はその写しを省令第41条第1項又は第45条の申請書に添えなければならない。

一部改正〔平成26年規則4号・27年35号・29年27号・令和元年22号・6年12号・7年54号〕

(申請の取下げ)

第4条 法第53条第1項の認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第55条第1項の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）を行った者は、これらの認定を受ける前に当該認定申請又は変更認定申請を取り下げ場合は、認定申請取下届（第1号様式）により知事に届け出なければならない。

(認定をしない旨の通知)

第5条 知事は、法第54条第1項又は法第55条第1項の認定をしないときは、認定をしない旨の通知書（第2号様式）に省令第41条第1項又は第45条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第5条の2 省令第46条の2の規定により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（第2号様式の2）に同令第41条第1項に規定する図書のうち当該計画の変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。

2 省令第46条の2に規定により知事が交付する書面は、軽微変更該当証明書（第2号様式の3）によるものとする。

追加〔平成29年規則27号〕

(工事完了の報告)

第6条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、工事完了報告書（第3号様式）に認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等が行われたことが確認できる書

類を添えて、知事に報告しなければならない。

(低炭素建築物の新築等の状況の報告)

第7条 認定建築主は、法第56条の規定により知事から報告を求められたときは、低炭素建築物新築等状況報告書(第4号様式)に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

(工事の取りやめ)

第8条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(第5号様式)に省令第43条第2項の通知書(法第55条第1項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第46条において準用する省令第43条第2項の通知書)を添えて、知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 知事は、法第58条の規定により法第54条第1項の認定を取り消すときは、認定取消通知書(第6号様式)により認定建築主に通知するものとする。

(認定申請手数料及び変更認定申請手数料)

第10条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第2表 手数料の部(以下「条例別表」という。)576の2の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じて当該各号に定める額と同項に規定する建築物の部分の区分に応じて定める額を合算した額とする。

(1) 認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該認定申請に係る別表第1の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(2) 非住宅部分で工場等の用途に供する場合(前号に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 当該認定申請に係る別表第2の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第2欄に定める額

イ その他の場合 当該認定申請に係る別表第2の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第3欄に定める額

(3) 非住宅部分で基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合(前2号に掲げる場合を除く。) 当該認定申請に係る別表第2の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第4欄に定める額

(4) 住宅部分で基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合(第1号に掲げる場合を除く。) 当該認定申請に係る別表第3の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第2欄に定める額

(5) 住宅部分で基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合(第1号に掲げる場合を除く。) 当該認定申請に係る別表第3の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第3欄に定める額

(6) 住宅部分で基準省令第10条第2号ロ(1)に掲げる基準(基準省令第14条第2項第2号の適用があるものに限る。)に適合するかどうかの審査を受ける場合(前号に掲げる場合を除く。) 条例別表576の2の項の金額欄「ア 住宅部分」の「その他の場合」の区分中「床面積の合計」とあるのは「共用部分を除く床面積の合計」と読み替えて、同項の規定により算定した額

2 条例別表576の3の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じて当該各号に定める額と条例別表576の2の項に規定する建築物の部分の区分に応じて定める額を合算した額とする。

(1) 変更認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該変更認定申請に係る別表第1の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(2) 前項第2号に掲げる場合(前号に掲げる場合を除く。) 前項第2号に定める額に2を乗じて得た額

(3) 前項第3号から第6号までに掲げる場合(第1号に掲げる場合を除く。) それぞれ当該各号に定める額

一部改正〔平成28年規則17号・令和元年22号・5年24号・7年54号〕

(手数料納付票)

第11条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の2の項及び576の3の項に規定する手数料を納付する者は、都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料納付票(第7号様式)に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を省令で定める様式による申請書に香川県証紙を貼り付けて納付する場合は、この限りでない。

一部改正〔令和6年規則12号〕

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、法及び省令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年2月25日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月29日規則第35号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日規則第17号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第27号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日規則第12号)

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (令和元年11月15日規則第22号)

この規則は、令和元年11月16日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日規則第32号)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正前の各規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (令和5年3月28日規則第24号抄)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日規則第12号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月25日規則第54号抄)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

別表第1 (第10条関係)

区分			金額
住宅部分	一戸建ての住宅であつて住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	6,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	55,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	98,000円

非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	2万円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	98,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	154,000円
	床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	195,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	243,000円

備考 基準省令第5条第3項第2号又は基準省令第14条第2項第2号の適用がある場合は、住宅部分の床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

一部改正〔平成28年規則17号・令和元年22号・5年24号・7年54号〕

別表第2（第10条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円	28,000円	106,000円
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円	38,000円	134,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円	52,000円	177,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,000円	123,000円	286,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	174,000円	182,000円	373,000円
床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	216,000円	225,000円	449,000円
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	267,000円	279,000円	526,000円

追加〔平成28年規則17号〕、一部改正〔令和元年規則22号・5年24号・7年54号〕

別表第3（第10条関係）

第1欄		第2欄	第3欄
一戸建ての住宅であつて住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,000円	31,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円	34,000円
その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	40,000円	62,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	69,000円	104,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	125,000円	181,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	189,000円	264,000円

備考 その他の場合の第3欄の額の算定にあたり、基準省令第5条第3項第2号又は基準省令第14条第2項第2号の適用がある場合は、床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

追加〔令和5年規則24号〕、一部改正〔令和7年規則54号〕

第1号様式（第4条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号〕

第2号様式（第5条関係）

一部改正〔平成28年規則 6 号・31年12号・ 7 年54号〕

第 2 号様式の 2（第 5 条の 2 関係）

追加〔平成29年規則27号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和 3 年32号〕

第 2 号様式の 3（第 5 条の 2 関係）

追加〔平成29年規則27号〕、一部改正〔平成31年規則12号・ 7 年54号〕

第 3 号様式（第 6 条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・令和 3 年32号〕

第 4 号様式（第 7 条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・令和 3 年32号〕

第 5 号様式（第 8 条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・令和 3 年32号〕

第 6 号様式（第 9 条関係）

一部改正〔平成28年規則 6 号・31年12号〕

第 7 号様式（第11条関係）（表面）

一部改正〔平成31年規則12号・令和 3 年32号〕